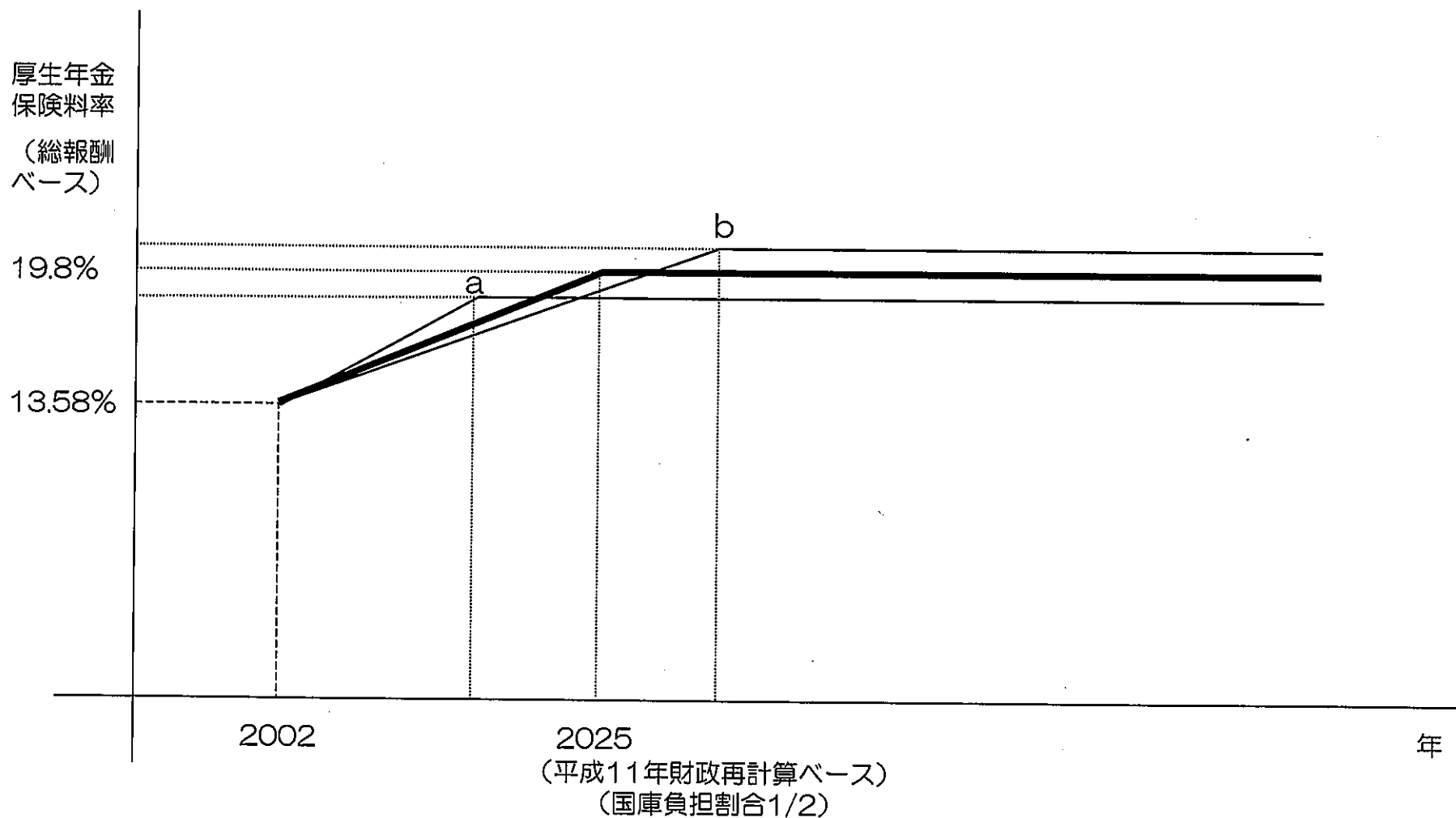


(5) 保険料(率)の引上げ計画(図表10、11)

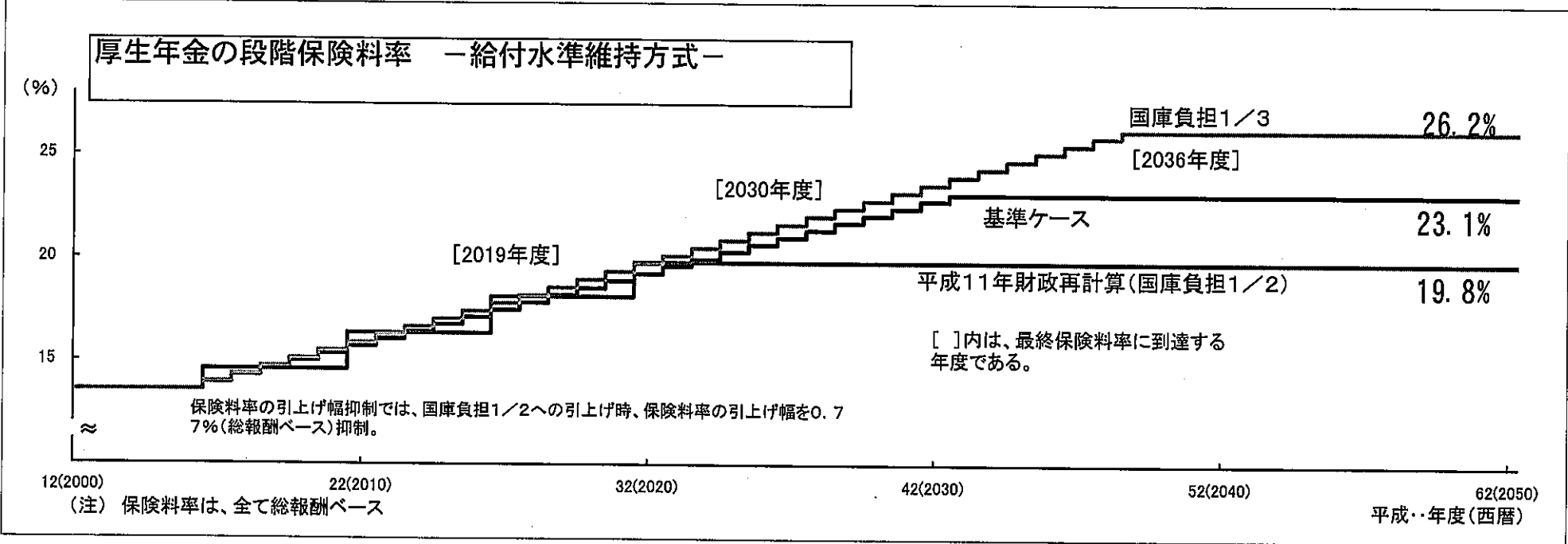
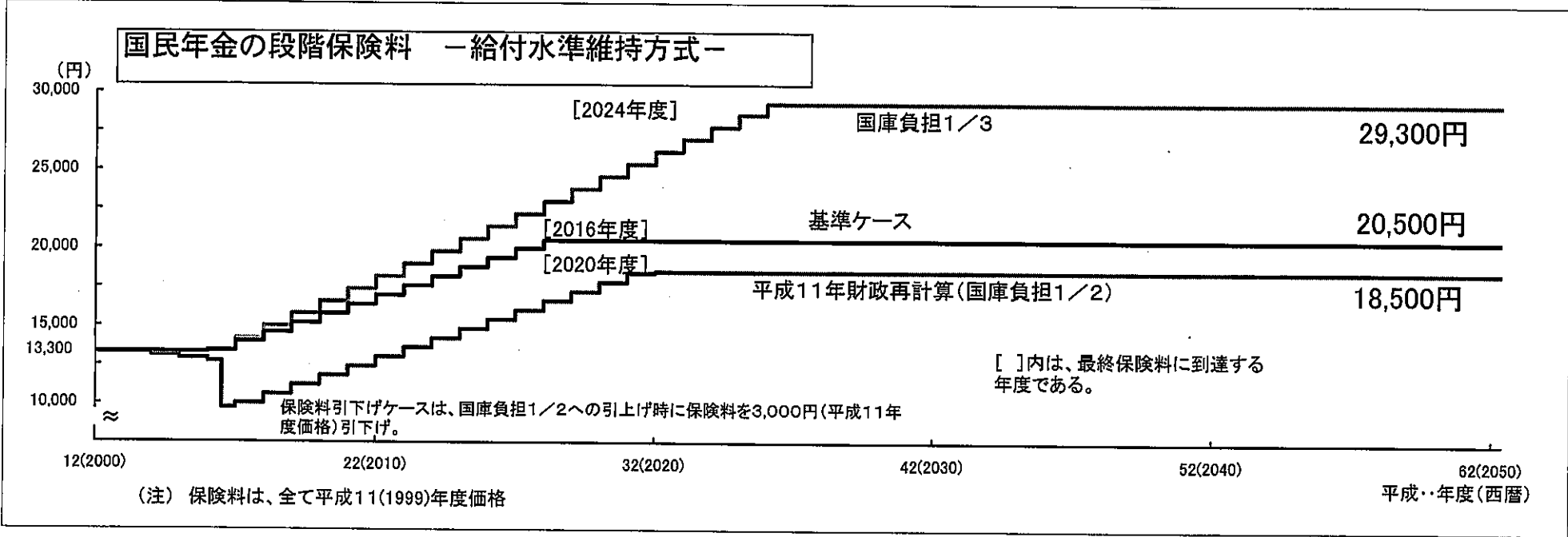
- 平成11年財政再計算による財政計画では、遅くとも平成37(2025)年までに最終的な保険料(率)に到達することを想定している。
- これに対して、後世代への負担をできる限り軽くするとの観点からは、最終的な保険料水準への到達時期を前倒しすることが考えられる。この場合、最終的な保険料(率)を低くすることが可能である。
- 他方、経済状況等を勘案し、例えば経済状況が悪く、実質賃金上昇率が低いときには、最終的な保険料水準への到達時期を後倒しするという配慮措置を採るという考え方がある。このような配慮措置を採る場合、最終的な保険料(率)は高くなることに留意しなければならない。
- また、経済状況への配慮という観点からは、厚生年金について、現在のように5年ごとに保険料率を引き上げるのではなく、毎年小刻みに引き上げることにより1回ごとの引上げ幅を圧縮することも考えられる。

図表10 最終保険料(率)と保険料(率)の引上げ計画[概念図]

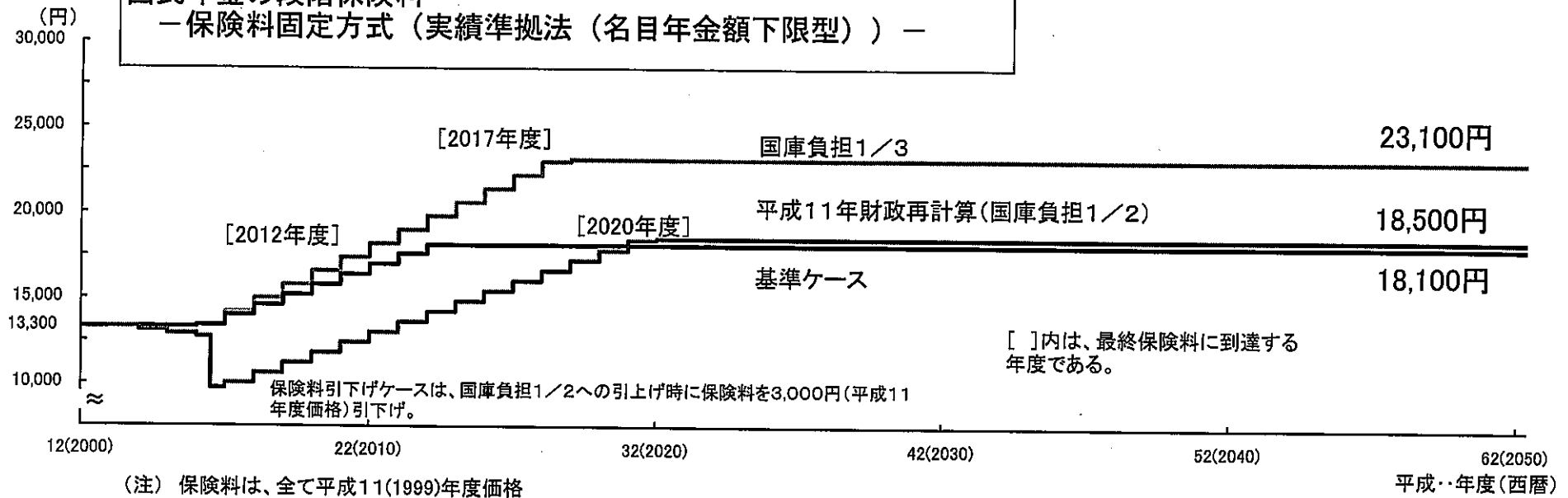
給付水準を一定として考えると、
 保険料引上げ計画を前倒しする(a)と、最終保険料(率)は低くなり、
 保険料引上げ計画を後倒しする(b)と、最終保険料(率)は高くなる。



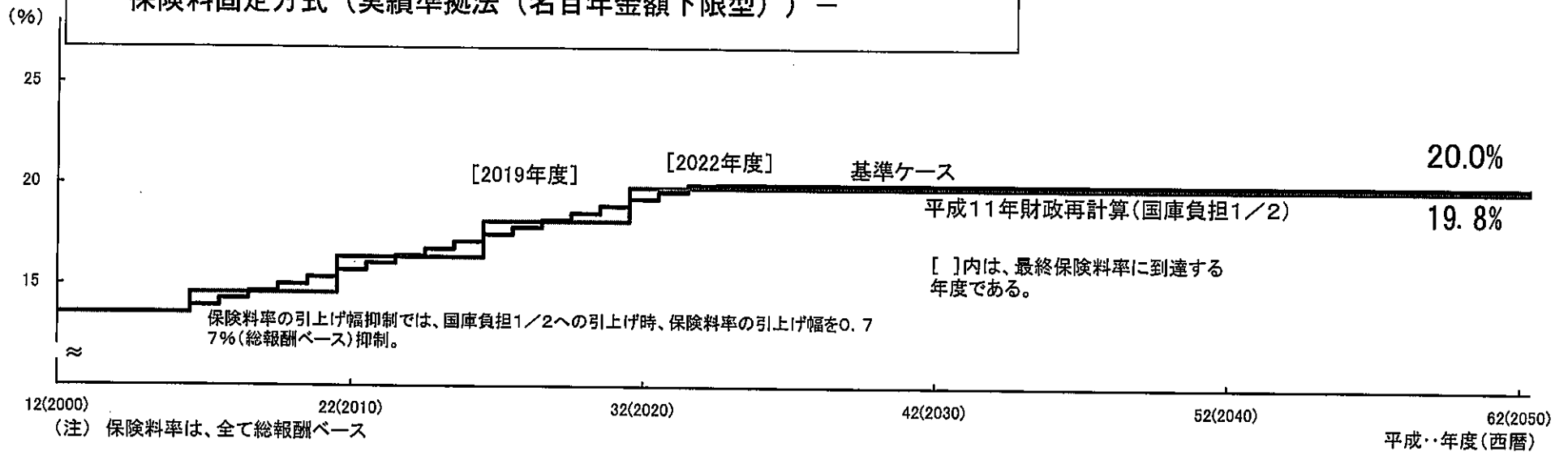
図表11 「方向性と論点」の試算における保険料(率)の引上げ計画



国民年金の段階保険料
－保険料固定方式（実績準拠法（名目年金額下限型））－



厚生年金の段階保険料率
－保険料固定方式（実績準拠法（名目年金額下限型））－



3 給付水準と保険料負担に関する論点（例）

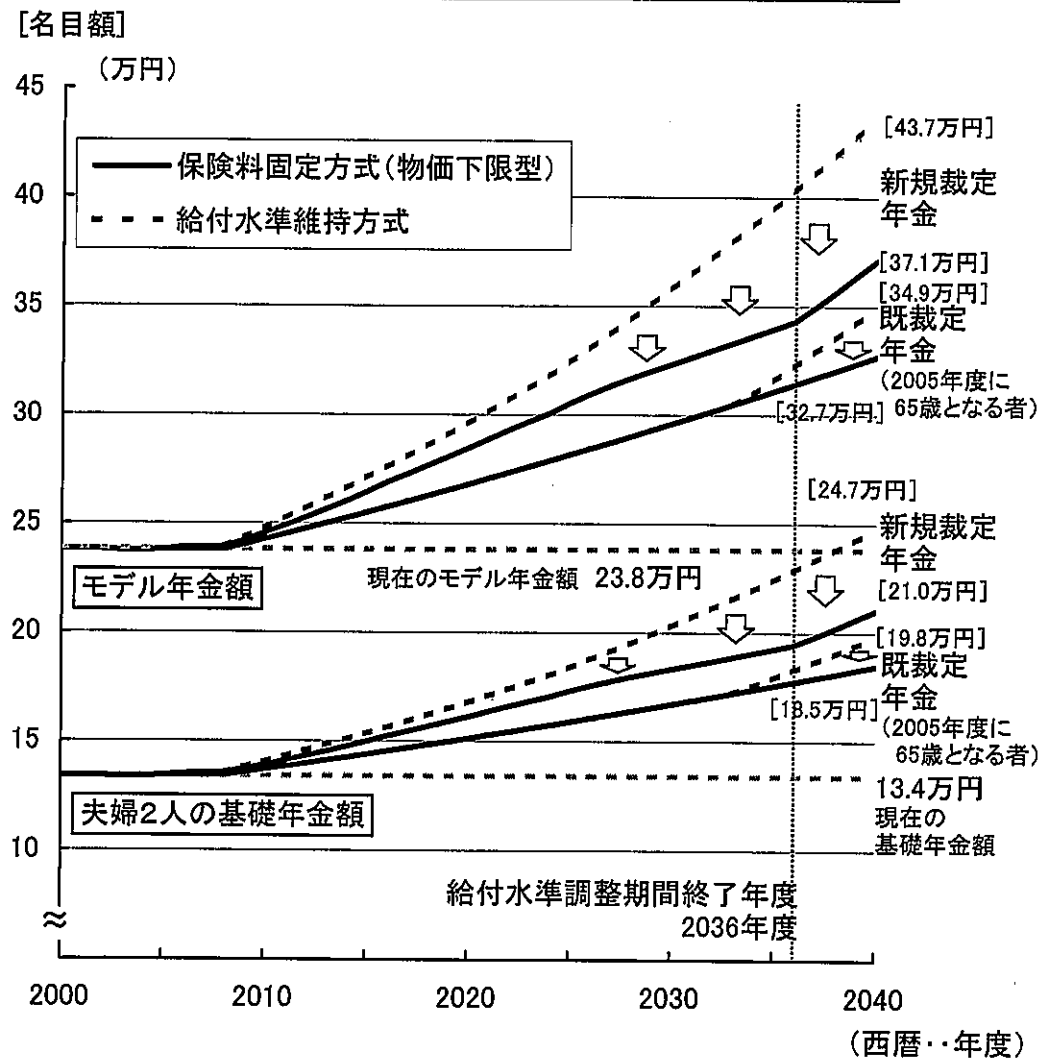
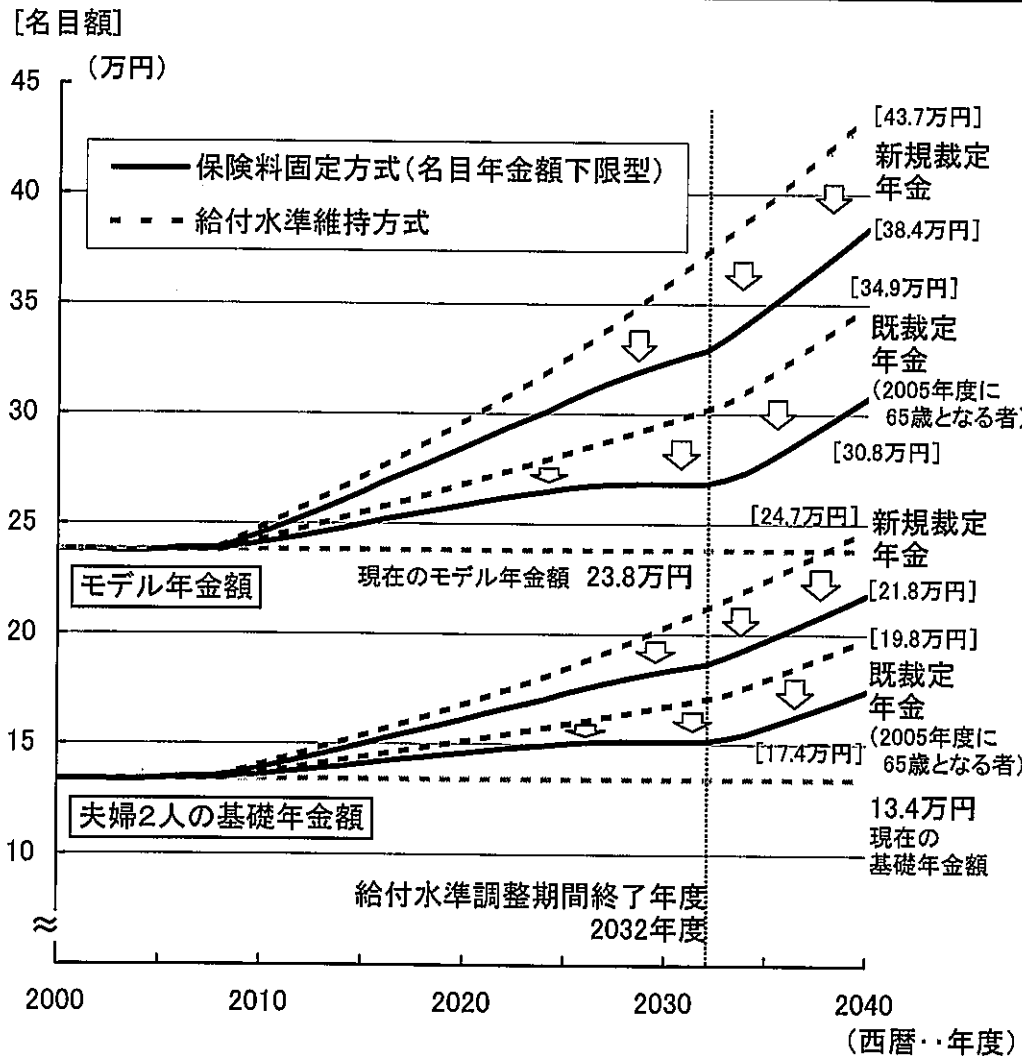
- 最近の経済状況や少子・高齢化の進展等の社会経済情勢を踏まえ、給付と負担の在り方に関するこれまでの方式（給付水準維持方式あるいは給付と負担の双方見直し方式）（5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて給付内容や将来の保険料水準を見直し）について、どう評価するか。
- 給付水準維持方式の場合、現行の給付水準を維持するために、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、保険料水準が変動することとなる。「方向性と論点」における試算では、厚生年金の最終保険料率（総報酬ベース）は21.0%～26.6%の幅の間で変動し、国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は19,000円～29,300円の幅の間で変動する（図表9、11）。このようなことを踏まえ、給付水準維持方式についてどう考えるか。
- 給付と負担の双方見直し方式の場合、将来の保険料水準が過重なものとならないように、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の社会経済情勢の変動に対応して、保険料水準とともに、現行の給付の内容や水準の見直しを行うこととなる。
 - ① 財政再計算ごとに給付と負担の両面を見直す手法についてどう考えるか。
 - ② また、給付内容の見直しの具体的な方法として、どのような方法が考えられるか。（例えば、支給開始年齢の見直し、基礎年金水準の見直しや厚生年金の給付乗率の見直し、年金改定率（スライド率）の変更等）

- これに対して、保険料負担の上限、即ち最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込むこと（保険料固定方式）について、どう考えるか。
- 保険料固定方式を導入する場合、以下の論点についてどう考えるか。
- ① 将来の最終的な保険料水準について、調整される給付水準の調整度合いも踏まえ、どう考えるか。また、厚生年金と国民年金の最終保険料水準は、両者の水準の程度が基礎年金と報酬比例年金の水準調整度合いに関係してくるが、このような点も踏まえてどう考えるか。
 - ② 保険料の引き上げ方について、どう考えるか。(図表11)
 - ③ 保険料固定方式では、少子化等の社会経済情勢に応じて、給付水準は、幅をもって変動することとなる。この場合、公的年金が老後生活の支えとしてふさわしい価値のあるものであるよう、給付水準の調整には一定の限度（給付水準の下限）が設けられることが必要である。この給付水準の下限についてどう考えるか。
 - ・ 被用者世帯（モデル年金）における給付水準の下限について、例えばモデル年金に関する所得代替率を指標とした場合に、どの程度の割合を下限とみることが適切か。
 - ・ 自営業世帯（基礎年金2人分）における給付水準の下限については、モデル年金に関する所得代替率のような指標がない中で、どのように考えるか。

- 単年度当たりの年金改定率（スライド率）に下限を設ける方法について、「方向性と論点」では2つの方法を示している。これらについて、どのように考えるか。（図表12）
 - 名目年金額下限型は、年金改定に当たり、名目年金水準を保証する方法である。具体的には、「方向性と論点」の試算では、新規裁定者、既裁定者それぞれについて、一人当たり賃金や物価が下落する場合を除き、スライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回るときは、年金改定率（スライド率）をゼロとしている。
 - 物価下限型は、年金改定に当たり、物価上昇分を保証する方法である。具体的には、「方向性と論点」の試算では、新規裁定者、既裁定者それぞれについて、スライド調整を行うと前年度の年金水準を物価改定したものを下回るときは、物価上昇率により年金を改定することとしている。したがって、保険料固定方式による給付水準調整は既裁定者には及ばないこととなる。
- 将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求める事とする場合、世代間の公平の観点から、現在の年金受給者に対しても、一定の給付水準の調整を求めていることが必要であるとの意見がある。既裁定年金の給付水準の調整（特にマクロ経済スライドが適用される給付水準調整期間に関して）に関して、どのように考えるか。（図表12、13）

(図表12) 新規裁定年金額と既裁定年金額の見通し
 — 基準ケース —

- 名目年金下限型では、新規裁定年金と既裁定年金が同じように、給付水準調整される。
- 物価下限型では、既裁定年金は給付水準調整されず、新規裁定年金が一方的に給付水準調整されることとなり、新規裁定年金の最終的な給付水準は名目年金下限型より低くなる。



※ []内は、2040年度時点での年金額である。

新規裁定年金額と既裁定年金額の見通し

－ 基準 ケース －

- 既裁定年金の新規裁定年金に対する比率は、65歳から高齢になるに伴い低下し、新規裁定年金の8割に到達した以後は、既裁定年金の年金改定率（スライド率）を新規裁定年金に合わせることにより8割の比率が維持されることとして試算している。
- 基準ケースで給付水準維持方式と保険料固定方式を比べると、名目年金額下限型では給付水準維持方式と同様に既裁定年金の新規裁定年金に対する比率が低下するが、物価下限型では比率の低下が緩やかである。

給付水準維持方式

年度	夫婦2人の基礎年金額			モデル年金額		
	新規裁定年金 ① 万円	既裁定年金 〔2005年度に65歳となる者〕 ② 万円	比率 ②/① ×100	新規裁定年金 ① 万円	既裁定年金 〔2005年度に65歳となる者〕 ② 万円	比率 ②/① ×100
2005	13.4	13.4 [65歳]	100	23.8	23.8 [65歳]	100
2010	14.0	13.7 [70歳]	98	24.8	24.2 [70歳]	98
2015	15.3	14.4 [75歳]	94	27.1	25.5 [75歳]	94
2020	16.8	15.1 [80歳]	90	29.6	26.8 [80歳]	90
2025	18.4	15.9 [85歳]	86	32.4	28.2 [85歳]	87
2030	20.3	16.7 [90歳]	82	35.8	29.6 [90歳]	83
2035	22.4	17.9 [95歳]	80	39.5	31.6 [95歳]	80
2040	24.7	19.8 [100歳]	80	43.7	34.9 [100歳]	80

※ []内は、2005年度に65歳となる者の各年度における年齢である。

新規裁定年金額と既裁定年金額の見通し

－ 基準ケース －

保険料固定方式(名目年金額下限型)						
年度	夫婦2人の基礎年金額			モデル年金額		
	新規裁定 年 金 ①	既裁定 年 金 〔2005年度 に65歳と なる者〕 ②	比 率 ②/① × 100	新規裁定 年 金 ①	既裁定 年 金 〔2005年度 に65歳と なる者〕 ②	比 率 ②/① × 100
	万円	万円		万円	万円	
2005	13.4	13.4 [65歳]	100	23.8	23.8 [65歳]	100
2010	13.9	13.6 [70歳]	98	24.6	24.1 [70歳]	98
2015	15.0	14.1 [75歳]	94	26.4	25.0 [75歳]	94
2020	16.1	14.6 [80歳]	90	28.5	25.9 [80歳]	91
2025	17.3	15.0 [85歳]	87	30.6	26.6 [85歳]	87
2030	18.3	15.2 [90歳]	83	32.3	26.8 [90歳]	83
2035	19.7	15.8 [95歳]	80	34.8	27.9 [95歳]	80
2040	21.8	17.4 [100歳]	80	38.4	30.8 [100歳]	80

保険料固定方式(物価下限型)						
年度	夫婦2人の基礎年金額			モデル年金額		
	新規裁定 年 金 ①	既裁定 年 金 〔2005年度 に65歳と なる者〕 ②	比 率 ②/① × 100	新規裁定 年 金 ①	既裁定 年 金 〔2005年度 に65歳と なる者〕 ②	比 率 ②/① × 100
	万円	万円		万円	万円	
2005	13.4	13.4 [65歳]	100	23.8	23.8 [65歳]	100
2010	13.9	13.7 [70歳]	99	24.6	24.3 [70歳]	99
2015	15.0	14.4 [75歳]	96	26.4	25.5 [75歳]	96
2020	16.1	15.1 [80歳]	94	28.5	26.8 [80歳]	94
2025	17.3	15.9 [85歳]	92	30.6	28.2 [85歳]	92
2030	18.3	16.7 [90歳]	91	32.4	29.6 [90歳]	92
2035	19.3	17.6 [95歳]	91	34.0	31.1 [95歳]	92
2040	21.0	18.5 [100歳]	88	37.1	32.7 [100歳]	88

※ []内は、2005年度に65歳となる者の各年度における年齢である。

(図表13) 高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで有業者がない世帯)の世帯主の年齢階級別消費支出の動向

- 高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで有業者がない世帯)について、世帯主の年齢階級別の消費支出及び基礎的消費支出の動向をみると、世帯主の年齢が高齢化するにしたがって、支出額が低くなっている。
- 消費支出について、65歳～69歳を100とすると、70歳～74歳は86～97程度、75歳～は74～84程度となっている。
- 基礎的消費支出について、65歳～69歳を100とすると、70歳～74歳は95～101程度、75歳～は84～93程度となっている。

○ 平成元年全国消費実態調査報告

65歳～69歳の消費支出を100とすると、70歳～74歳は86、75歳以上は74となっており、基礎的消費支出は、65歳～69歳を100としたとき70歳～74歳は95、75歳以上は84となっている。

世帯主年齢	世帯人員	有業人員	年間収入 (千円)	消費支出		消費支出 /年間収入 1人当たり										貯蓄現在高 (千円)	負債現在高(千円)			
				消費支出	消費支出	食料	住居	光熱水道	家具家事用品	被服履物	基礎的消費支出	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽		交際費その他	住宅・土地分		
65歳～69歳	2.00	—	3,316	226,714	0.82	160,311	55,790	14,510	12,194	10,291	12,744	105,529	11,509	20,074	1	27,108	62,494	18,975	590	537
70歳～74歳	2.00	—	3,157	194,885	0.74	137,805	53,038	15,233	11,411	9,615	10,999	100,296	9,642	17,990	3	22,083	44,871	15,475	205	171
75歳～	2.00	—	2,843	168,643	0.71	119,249	49,154	11,703	10,587	8,345	8,746	88,535	7,466	13,605	1	17,383	41,652	13,377	1,722	1,677
65歳～69歳を100とした場合			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
70歳～74歳			95	86	90	86	95	105	94	93	86	95	84	90	300	81	72	82	35	32
75歳～			86	74	87	74	88	81	87	81	69	84	65	68	100	64	67	70	292	312

○ 平成6年全国消費実態調査報告

65歳～69歳の消費支出を100とすると、70歳～74歳は95、75歳以上は81となっており、基礎的消費支出は、65歳～69歳を100としたとき70歳～74歳は98、75歳以上は88となっている。

世帯主年齢	世帯人員	有業人員	年間収入 (千円)	消費支出		消費支出											貯蓄現在高 (千円)	負債現在高(千円)		
				/年間収入 1人当たり		食料	住居	光熱水道	家具家用品	被服履物	基礎的消費支出	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	交際費その他		住宅・土地分		
65歳～69歳	2.00	—	4,007	254,870	0.76	180,220	63,721	18,516	15,231	10,981	12,909	121,358	13,828	24,247	22	30,195	65,219	21,841	632	544
70歳～74歳	2.00	—	3,827	241,480	0.76	170,752	62,086	20,679	14,750	10,291	10,614	118,420	12,063	22,193	—	29,427	59,378	21,841	499	406
75歳～	2.00	—	3,535	206,783	0.70	146,218	55,766	20,041	13,773	9,513	7,793	106,886	10,373	15,497	—	22,617	51,410	18,656	946	598
65歳～69歳を100とした場合			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
70歳～74歳			96	95	99	95	97	112	97	94	82	98	87	92	—	97	91	100	79	75
75歳～			88	81	92	81	88	108	90	87	60	88	75	64	—	75	79	85	150	110

○ 平成11年全国消費実態調査報告

65歳～69歳の消費支出を100とすると、70歳～74歳は97、75歳以上は84となっており、基礎的消費支出は、65歳～69歳を100としたとき70歳～74歳は101、75歳以上は93となっている。

世帯主年齢	世帯人員	有業人員	年間収入 (千円)	消費支出		消費支出											貯蓄現在高 (千円)	負債現在高(千円)		
				/年間収入 1人当たり		食料	住居	光熱水道	家具家用品	被服履物	基礎的消費支出	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	交際費その他		住宅・土地分		
65歳～69歳	2.00	—	3,984	259,570	0.78	183,544	65,091	17,930	16,466	10,946	12,042	122,475	14,121	26,182	4	35,164	61,623	21,995	498	416
70歳～74歳	2.00	—	4,115	252,046	0.74	178,223	64,857	21,416	16,351	10,426	11,259	124,309	13,431	23,519	27	31,730	59,032	21,610	352	265
75歳～	2.00	—	3,658	217,598	0.71	153,865	57,862	21,999	15,333	9,097	9,114	113,405	11,001	15,659	1	24,265	53,269	20,715	166	133
65歳～69歳を100とした場合			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
70歳～74歳			103	97	94	97	100	119	99	95	93	101	95	90	675	90	96	98	71	64
75歳～			92	84	91	84	89	123	93	83	76	93	78	60	25	69	86	94	33	32